**海田町高齢者等ごみ出し支援事業をご利用ください。**

**高齢者等ごみ出し支援事業とは？**

　家庭ごみ（資源物を含む）を指定の収集ステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等の方を対象に，ごみ（資源物を含む）の戸別収集を無料で行います。また，ご希望に応じて声かけによる安否確認を行います。

**対象となる方は？**

海田町内に居住し，ごみ（資源物等）を指定の収集ステーションまで持ち出すことが困難な方で，次の表に当てはまる場合が対象です。

|  |
| --- |
| 要　　件 |
|  | 介護保険法による要支援，または要介護の認定を受けている方 | ①～④のいずれかに該当される方で，つぎのア～ウのいずれかに該当される方又は世帯ア　ひとり暮らしの方イ　①～④に該当する方のみで構成される世帯ウ　ア及びイに準ずる方又は世帯 |
|  | 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち，右欄に該当する方 | 障害部位 | 障害手帳 |
| 視覚障害 | 1，2 |
| 上肢障害 | 1，2 |
| 下肢障害 | 1，2，3 |
| 体幹障害 | 1，2，3 |
| 上肢機能障害 | 1，2 |
| 移動機能障害 | 1，2，3 |
| ③ | 療育手帳の交付を受けている方のうち，右欄に該当する方 | 障害程度：A　，A |
| ④ | 精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方のうち，右欄に該当する方 | 障害等級：１級 |
| ⑤ | 1. ～④に掲げるもののほか，特別の事情により町長が必要と認める方又は世帯
 |

**収集するごみや資源物の種類や収集回数は？**

　引っ越しなどの臨時的なごみ以外のものを，週に１回，原則決まった曜日に玄関先等で収集します。（可燃ごみを入れる蓋つきのバケツ等のご用意をお願いします。）また，ごみは各自で収集ステーションへ出す時と同じように，きちんと分別をしておく必要があります。分別ができていないものは収集できません。

**申し込み方法は？**

申請書にご記入のうえ，添付書類（利用希望者及び同居している人の要介護度障害等級等が確認できる書類）と一緒に，海田町役場地域みらい課又は環境センターへご提出ください。（民生委員・ケアマネジャーまたは親族の方でも提出できます。）後日，町の担当職員が利用希望者と面談し，利用を決定します。

※申請書は海田町役場地域みらい課・環境センターで配布しています。（海田町ホームページからもダウンロードできます。）

お問い合わせ

海田町環境センター

TEL　FAX：082-823-4601